

特命随意契約理由書

件名	区立富士見小学校体育館照明設備LED化改修及び天井改修工事実施設計業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品、委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	富士見みらい館体育館照明を改修するための設計を委託する
選定理由	<p>本施設は、PFI方式により施設整備を行っており、SPC（特別目的会社）であるアンファン富士見株式会社と契約を締結し設計・建築・維持管理業務を実施している。</p> <p>下記業者は、本施設の建物保全業務事業者としてアンファン富士見株式会社の構成員となっているため、本業務を行なえる唯一の事業者である。</p> <p>以上の理由により、下記業者を契約の相手方として指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称 株式会社 日総建</p> <p>住所 東京都渋谷区幡ヶ谷1-34-14</p>
※ 契約年月日	令和 3 年 7 月 / 日
※ 契約金額	12,353,000 円（消費税を含む）
契約期間	契約締結日の翌日から令和3年11月30日まで
担当課	子ども部 子ども施設課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

630

件名	千代田区における地域福祉交通の支援策に関する調査検討業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品 <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	千代田区における既存公共交通手段（風ぐるま）の利用の適正な促進に向け、地域・利用者ニーズの適正な把握を行った上で、周知方法など利用促進方策について検討を行う。 また、ニーズ把握の中で既存公共交通手段（風ぐるま）の運行改善などでは対応できないニーズの有無を把握し、それらニーズがあった場合の風ぐるま運行を補完する新たなサービス方策について、必要性、実現性、経済性等の観点から導入方針等の検討を行うことを目的とする。
選定理由	1 プロポーザル年度 令和2年度（令和2年5月28日付2千保福総発69号、令和2年度開始） 2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条1号 3 継続年数 2年目 プロポーザル方式により選定した下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	法人名：公益社団法人日本交通計画協会 所在地：東京都文京区本郷3-23-1
※ 契約年月日	令和 3 年 7 月 / 日
※ 契約金額	4,952,000 円（消費税を含む）
委託期間	契約締結日の翌日から令和4年1月31日
担当課	保健福祉部福祉総務課
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

622

件名	資源化業務に係る古紙・びん・缶等の売却（8月分）
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、 <u>その他</u> （売却）
工事場所 （工事案件のみ）	
概要	区内で回収された資源物を売却できるよう処理をした後、再生資源として資源化ルートに乗せるものである。
選定理由	（1）資源回収・資源化業務の受託業者であり、同一業者が本業務を実施することにより、効率的に資源化ルートに乗せることができる。 （2）清掃事業が東京都から千代田区に移管される平成12年度以前から資源回収をしているという実績もあり、平成12年3月27日には「長年にわたり培ったお互いのパートナーシップに基づき、今後ともごみ減量・リサイクル事業推進について、必要に応じ協議するものとする」とした協定書を交わしている。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 千代田区リサイクル事業協同組合 住所 東京都千代田区飯田橋2-12-1
※契約年月日	令和3年7月6日
※契約金額	1,691,850円（消費税を含む）※支出限度額（単価契約）
契約期間	令和3年8月1日から令和3年8月31日まで
担当課	千代田清掃事務所
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

626

件名	QRコード決済登録等支援業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	QRコード決済を活用した地域経済活性化を図ることを目的にQRコード決済事業者と連携し、利用者へのポイント還元事業展開を予定している。 高齢者などQRコード決済の利用方法等がわからない方を対象に、QRコード決済が利用できるよう対面による支援窓口を設置する。
選定理由	現在、マイナポイント支援窓口で使用している同一場所で支援することが高齢者への負担が少なく、場所も総合窓口課から近いことで効果的である。 また同一場所でQR決済登録支援業務をすることで、マイナポイント制度への質疑や登録方法に関する質問や対応もせざるを得ないことも想定され、これらを考慮すると同一場所でマイナポイント予約・申込支援業務を受託している下記事業者が本業務を実施することが区民の利便性向上に資する。 以上の理由から、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	社名：株式会社バックスグループ 住所：東京都渋谷区恵比寿一丁目19番19号
※ 契約年月日	令和3年7月8日
※ 契約金額	4,892,980 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和3年11月30日まで
担当課	地域振興部 商工観光課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

627

件名	区立麴町小学校4階厨房設備改修工事
種類	<p>工 事：土木・建設 <u>設備</u>・設計、測量、地質調査・その他工事</p> <p>物 品：物品・委託、その他</p>
工事場所 (工事案件のみ)	千代田区麴町2丁目8
概 要	本工事は、麴町小学校の人員増の予想に伴う、厨房機器の増設・移設・改造を行うものである。
選 定 理 由	<p>麴町小学校は今後予想されている児童数の増加に対応するため、厨房機器の増設・配置変更が必要である。本工事では、スチームコンベクションの増設・既存食器消毒保管機の移設を行う。既存食器消毒保管機については、電気設備に負担を掛けないために、複数台を相互に連動させ、順番に稼働するよう制御部基盤の改造、制御信号の接続を行う必要がある。</p> <p>この改造は下記業者製の調理機器を、製造者専用部品を用いて行うため、部品製造、改造、動作試験を一貫して下記業者で行わないと、製品として補償出来ない。また、下記業者は、機器の製造・点検・改修業務を日常的に行っており、改造工事の実績も多数あるため、本工事を確実にこなせる唯一の業者である。</p> <p>以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>法 人 名：日本調理機株式会社</p> <p>所 在 地：東京都大田区東六郷3-15-8</p>
※ 契約年月日	令和 3 年 7 月 8 日
※ 契約金額	4,950,000 円 (消費税を含む)
履行期限	契約締結日の翌日から令和3年9月10日まで
担 当 課	政策経営部 施設経営課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号

この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれていません。

※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

631

件名	麴町区民館（和室A B）代替施設 集会室管理業務
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	麴町区民館（和室A B）代替施設の鍵の開閉、エレベーターシステムの設定・解除、利用者承認書の確認等の集会室管理
選定理由	<p>本業務は、麴町区民館（和室A B）代替施設の管理業務を委託するものである。本業務は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「法」という。）の基本的理念に基づく業務であり、高齢の方であっても容易に従事可能なものである。</p> <p>また、下記法人は、法第 37 条第 1 項に基づく高齢者等の職業の安定、その他福祉の増進を図るとともに、地域の経済および社会の発展に寄与する目的で設立されている。</p> <p>以上の理由により、下記法人を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 公益社団法人千代田区シルバー人材センター</p> <p>住 所 千代田区九段南 1-6-10</p>
※ 契約年月日	令和 3 年 7 月 8 日
※ 契約金額	3,328,062 円（消費税を含む） ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和3年8月1日から令和4年3月31日
担当課	地域振興部 麴町出張所
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	区立スポーツセンター及び区立九段生涯学習館指定管理者候補者の財務状況等の分析業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他 物品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	第4期区立スポーツセンター及び区立九段生涯学習館指定管理者候補者の第1次審査を通過した共同事業体を構成する団体の財務状況等に関する評価を依頼する。
選定理由	<p>本件業務は、指定管理者候補者選定の1次審査通過団体（共同事業体3団体、10社）から提出があった①決算書類（法律、政令等に基づいて作成された決算書類等）、②収支計画書などを審査し、その団体の経営状況を分析し、財政基盤の安定性、収支計画の健全性を評価することである。</p> <p>当該事務処理内容は非常に複雑になるため、税理士又は公認会計士等、法人の財務に精通している専門家による分析や評価を行う必要がある。</p> <p>また、指定の公認会計士は、区立スポーツセンター及び区立九段生涯学習館指定管理者候補者選定委員会委員であり、同一人物に財務諸表を評価してもらうことにより、より率直な意見を委員会において伺えると共に、選定評価に一貫性を持たせることが可能である。</p> <p>以上をもって、本件業務のような信頼性の高い分析や公正な評価が要求される業務の委託先として適切であり、本件業務を迅速かつ確実に履行することが期待できると考えられるので下記公認会計士を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	名称 井上 民三 住所 文京区千石3-12-5
※ 契約年月日	令和3年7月12日
※ 契約金額	500,000円(税込)
契約期間	契約締結日の翌日から令和3年8月10日
担当課	生涯学習・スポーツ課 田口 内線3148
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

639

件名	戸籍情報システムにおける社会保障・税番号制度システム整備に係る事業 (令和3年度副本データ全件再送信に係る作業)
種類	物品：委託
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	戸籍事務への番号制度導入に伴い、副本等情報（副本情報及び異動情報に係るファイルをテキスト形式で記録したもの等）の全件送信及びそれに必要となる機能の整備に係る作業を実施する。
選定理由	<p>本件業務は、戸籍情報システムに法改正対応のためのソフトウェアを適用して、機能改修及び追加を行い、規定のデータの送信を行うものである。</p> <p>区の戸籍システムは、平成10年8月7日付千地戸発第176号による東京都千代田区戸籍事務電算化実施業者調査委員会の決定により下記業者のシステムを使用している。本件業務は、システムにパッケージソフトを新たに登録して作業を行うものであり、同一システム開発者以外の者にプログラムの増設・追加等を履行させると、既存の電算システムの運用に著しく支障が生じるおそれがある。また、サーバーを搭載しているラックでの操作及び、システムへのアクセスも必要となるため、システムを開発した下記業者以外に本件業務を行うことができない。</p> <p>以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称 株式会社日立システムズ</p> <p>所在地 東京都中央区日本橋茅場町1番4号</p>
※ 契約年月日	令和3年7月16日
※ 契約金額	2,215,400 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和3年12月28日まで
担当課	地域振興部総合窓口課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

649

件名	介護保険制度改正に伴う介護保険システム改修業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	介護保険制度改正に伴い、介護保険システムの改修を行う。
選定理由	<p>介護保険システムは、総合住民サービスシステム内のサブシステムとして稼働しているものである。</p> <p>本件は、介護保険制度改正に伴う介護保険システム改修を行うものであり、既存の電算システムと密接不可分の関係にあり、同一システム開発者以外の者にプログラムの増設・追加等を履行させると、既存の電算システムの運用に著しく支障が生じるおそれがある。</p> <p>以上の理由により、当該システムの構築・稼働業者である下記業者を契約の相手方とする。</p>
契約の相手方	<p>法人名：株式会社 電算</p> <p>所在地：長野県長野市鶴賀七瀬中町276-6</p>
※ 契約年月日	令和 3 年 7 月 20 日
※ 契約金額	3,603,600 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和3年8月31日
担当課	保健福祉部 高齢介護課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

655

件名	給水加圧ポンプ交換作業業務（富士見あんず館）
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	<p>地下1階の受水槽から各住戸へ給水するための給水加圧ポンプに異常が発生していることが判明した。</p> <p>将来的に、給水加圧ポンプが停止する可能性があり、仮に、給水加圧ポンプが停止するとただちに全住戸が断水となる。</p> <p>本住宅は、高齢者住宅を併設しており、猛暑の時期に断水となると住民の生活及び健康に多大な影響を及ぼす可能性があるために、緊急に給水加圧ポンプの交換を行う。</p>
選 定 理 由	<p>下記業者は、本住宅の保守管理を受託（「区営・区民住宅等管理業務」令和3年4月1日契約 契約番号461号）している業者であり、本住宅の給水加圧ポンプの定期点検も行っているため、区や住民との連携も円滑に行うことができ、迅速に交換作業を実施することができる。</p> <p>以上の理由により下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 株式会社ミザック千代田支店</p> <p>住 所 千代田区神田三崎町2丁目15番5号</p>
契約年月日	令和3年 7 月 2 日
契約金額	1,815,000 円（消費税を含む）
契約期間	契約締結日の翌日から令和3年8月3日
担 当 課	住宅課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第 5 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれていません。

650

特命随意契約理由書

件名	環境センサの購入（追加分）
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品： <u>物品</u> ・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	千代田区新型コロナウイルス感染症の予防対策を講じている飲食店等への認証制度実施要綱で規定される認証店（新しい日常店）に環境センサを配布する。 環境センサを設置することにより、店舗内換気が徹底され、それを来客者が確認できるようにする。
選定理由	環境センサは下記①～⑥を必要条件としている。 ①CO ₂ 、温度、湿度が測定でき、CO ₂ について 400～5000ppm の測定が可能である。 ②Bluetooth 接続によりセンサ設置場所とモニターとして ipad を 20m 程度まで離して設置できる。 ③CO ₂ 測定値をネット上のクラウドにリアルタイムでアップでき、インターネット上で確認できる。 ④USB 充電可能バッテリー内蔵。付属のマグネット付両面テープで壁面設置できる。 ⑤盗難防止用ワイヤー付属である。 ⑥誤差が±(測定値の3%±30)ppm以内である。 以上の必要条件を満たす製品は限定されており、納入できるのは下記事業者に限られる。 以上の理由により下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 旭化成株式会社 住所 東京都千代田区有楽町1-1-2 日比谷三井タワー
※ 契約年月日	令和3年7月26日
※ 契約金額	2,640,000円（消費税を含む）
納入期限	令和3年9月30日
担当課	保健福祉部 生活衛生課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

669

特命随意契約理由書

件名	街頭ビジョンにおける食中毒予防映像の放映事業
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他（ ）
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	食品衛生月間の普及啓発事業として、街頭ビジョンで食中毒予防のための情報提供を行う。
選定理由	<p>有楽町に設置されている街頭ビジョンは、ビックカメラのもののみである。秋葉原には、街頭ビジョンは複数あるが、価格や訴求効果を考慮した結果、秋葉原駅付近のビックカメラに設置されている街頭ビジョンが適切であると判断した。</p> <p>これら街頭ビジョンについては、放映内容や日程の調整並びに価格決定をすべて指定の代理店1社が行っている。この代理店に見積もりを依頼したところ、同社ホームページで公表されている金額に比してはるかに低い価格を提示された。この価格は、同社が他社に提供するより低い価格であり、競争に付した場合より著しく有利な価格で契約できると認められる。</p> <p>以上の理由により、指定代理店である下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称 株式会社ビスメディア</p> <p>住 所 千葉県千葉市中央区中央3丁目8-8 中央CIB6階</p>
※ 契約年月日	令和 3年 7月 27日
※ 契約金額	660,000 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和3年8月7日まで
担当課	保健福祉部 生活衛生課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第7号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

659

件名	第16回ちよだ文学賞選考等業務
種類	工事:土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品:物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	ちよだ文学賞の実施にあたって、文学に対する豊かな知識と客観性をもって、応募作品の中からちよだ文学賞にふさわしい作品を選考するとともに、最終選考会に出席する。
選定理由	角田光代氏は、第11回ちよだ文学賞の選考から選考委員に就任している。 下記事務所は、角田光代氏専属の個人事務所であり、氏の作家活動の管理を行っているため、当該事務所を契約の相手とする。
契約の相手方	名称 有限会社 角田光代事務所 住所 杉並区荻窪 5-9-16-301
※ 契約年月日	令和 3 年 7 月 29 日
※ 契約金額	500,000 円(消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和3年9月2日
担当課	文化振興課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

666

件名	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品 <u>委託</u> その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給にかかる区民への周知、電話や窓口での問合せ対応、提出書類の受付、要件具備にかかる調査、支給(不支給)通知書の発送等についての事務を行う。
選定理由	<p>生活困窮者に対する支援は、短期間で度重なる制度の拡充が行われており、今後も業務の輻輳が見込まれている。現に、自立相談支援機関においては、制度の累次の拡充により、相談需要が急増し対応に追われている。このような経緯から、業務の委託にあたっては、安定した業務遂行はもちろん、不測かつ急な仕様変更に対応できる柔軟な対応ができることが必要である。</p> <p>このことから、まず、現に当区の他の業務を受託している事業者に打診して、その中から、人員や資機材の確保等について、相互の融通について便宜が図れ、より効率的で安定した業務遂行が期待できる事業者を優先して選定する必要がある。</p> <p>下記事業者は、当区の特別定額給付金給付に関する業務を受託し、類似の業務遂行について、すで実績を有しているほか、新型コロナウイルス予防接種関連業務について来年3月末まで受託して良好に推移している。また、プライバシーマークの使用認定を受け、業務品質や安全性確保についてはすでに確認ができています。さらに、必要人員及び資機材の確保などの準備期間の短縮はじめ業務実施体制の構成にあたり、他の事業者と比較して有利であることが認められる。</p> <p>受付開始までの準備期間が相当短く、競争入札に付することができないため、契約の相手方として下記業者を指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称 アデコ株式会社</p> <p>住所 千代田区霞が関三丁目7番1号 霞が関東急ビル</p>
※ 契約年月日	令和 3 年 7 月 1 日
※ 契約金額	16,587,225 円 (消費税を含む)
契約期間	令和3年7月1日から令和3年11月30日まで
担当課	生活支援課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特 命 随 意 契 約 理 由 書

件 名	昌平童夢館屋上校庭 炎感知器交換業務
種 類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	昌平童夢館屋上校庭の炎感知器交換業務
選 定 理 由	屋外校庭の炎感知器が、経年劣化により度々誤発報を起こし、警察や消防等が出動するなど問題となっていることから、消防設備の専門業者による早急な交換が必要である。 下記業者は昌平童夢館内の消防設備の補修に長年携わってきた業者であり、施設内の機器の配置や状態を熟知していることから、迅速かつ安全に作業を行うことが可能である。 以上のことから、下記業者を契約の相手方として指定する。
契 約 の 相 手 方	名 称 株式会社 渡辺武商店 / 住 所 千代田区岩本町3-2-1
※ 契 約 年 月 日	令和 3 年 7 月 7 日
※ 契 約 金 額	814,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和3年8月31日まで
担 当 課	子ども施設課
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	ビジネスチャットツールの利用
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：(物品)委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	ビジネスチャットを全庁LAN端末で利用することで、業務の効率化や職員間のコミュニケーション活性化、またテレワークの連絡手段などに利用する。
選定理由	<p>業務の効率化や職員間のコミュニケーションの活性化の他に、テレワークの内線電話の代替手段として、ビジネスチャットは必要不可欠である。本区がビジネスチャットを利用するためには、全庁LAN環境及びセキュリティポリシー、並びに必須機能として以下の項目が満たされなければならない。</p> <p>①セキュアな環境で使用するため、オンプレミスまたはLGWAN-ASPであること。</p> <p>②ブラウザは、インターネットエクスプローラーで使用できること。</p> <p>③当区的环境下で、新着メッセージ受信の際は、ポップアップ画面等によりすぐ受信したことがわかること。</p> <p>④本区以外との通信を制御可能であること</p> <p>上記の条件を満たすサービスは、株式会社トラストバンクが提供する「L o G oチャット」のみである。なお、「L o G oチャット」は販売代理店制を取っており、本区の取り扱いができるのは下記事業者のみである。</p> <p>以上の理由により、下記業者を契約の相手方として指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称 株式会社オーイーシー</p> <p>住所 東京都中央区東日本橋 2-15-4</p>
※ 契約年月日	令和 3 年 7 月 15 日
※ 契約金額	1,144,000 円 (消費税を含む)
契約期間	<p>※単価契約のため、契約金額は支出限度額</p> <p>令和3年8月1日から令和4年3月31日</p>
担当課	IT推進課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

特命随意契約理由書

件名	区立富士見小学校3・4階教室改修工事実施設計業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品、 <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	富士見小学校3・4階の教室を改修するための設計を委託する。
選定理由	<p>本施設は、PFI方式により施設整備を行っており、SPC（特別目的会社）であるアンファン富士見株式会社と契約を締結し設計・建築・維持管理業務を実施している。</p> <p>下記業者は、本施設の建物保全業務事業者としてアンファン富士見株式会社の構成員となっているため、本業務を行なえる唯一の事業者である。</p> <p>以上の理由により、下記業者を契約の相手方として指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称 株式会社 日総建</p> <p>住所 東京都渋谷区幡ヶ谷1-34-14</p>
※ 契約年月日	令和 3 年 7 月 15 日
※ 契約金額	2,178,000 円（消費税を含む）
契約期間	契約締結日の翌日から令和3年11月30日まで
担当課	子ども部 子ども施設課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

690

件名	ちよだの女性が未来をつくる！フューチャーセッション運営支援業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品 <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	区政に対し、従来把握できていない女性の声を広く聞き、施策に反映するため、「ちよだの女性が未来をつくる！フューチャーセッション」を実施する。この会議は、フューチャーセッションの手法（多様な参加者が対話し協調アクションを引き出す手法）を用い、背景の異なる多様な人々で対話・創意形成し、最終的に提言をもらい、区の施策に反映するものとする。会議の参加者は、年齢、職業などが異なる一般区民から30名程度募集する。
選定理由	1 プロポーザル年度 令和3年度（令和3年度開始） （令和3年7月26日3千地国男発第74号） 2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第1号 3 継続年数 初年度 プロポーザルによって選定された下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 Slow Innovation 株式会社 住所 東京都渋谷区宇田川町11-1 柳光ビル別館1F
※ 契約年月日	令和 3 年 7 月 29 日
※ 契約金額	2,970,000 円（消費税を含む）
契約期間	契約締結日の翌日から令和4年3月31日
担当課	国際平和・男女平等人権課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件名	DX推進支援業務
種類	<p>工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事</p> <p>物品：物品・委託、その他</p>
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	<p>本業務は、区におけるDX推進の方針や方向性、めざす姿等をまとめるとともに、具体的な取組みの検討を進めるにあたり、庁内検討会議の運営支援、取組みの試行的実施、DXの取組み事例の基礎調査及び方針案作成など、専門的な知見、経験に基づく具体的な助言や支援を行うものである。</p>
選定理由	<p>DX推進の検討は、単にデジタル技術を導入するのではなく、業務の進め方・働き方・職場環境のあり方など、総合的な検討を全庁的に行っていかなければならない。そのため、本業務である、庁内検討会議における検討や、具体的取組みの検討、試行的実施においても、業務見直し（BPR）の実施を前提に十分検討しなければ、真に効果的なDXの実現につなげることは困難であり、本業務とBPRは密接不可分である。</p> <p>加えて、DX推進の目的の一つである、業務効率性の検討にあたっては、主要システムのリプレースとも併せて進めていく必要がある、主要システム内での導入が主となるAI・RPAの実証実験結果も反映させる必要がある。令和元年度から実証実験を行い、有用性は認められたものの、AI・RPAに限らず、システム導入する際はBPRが必須であるとの結論に至った。そのため、本業務の実施にあたっては、AI・RPAの課題等も十分に踏まえながら、BPRの推進と一体的に進めた上で、情報化指針及びDX計画としてまとめ、さらには、その後のより効率的な実施につなげていく継続的な取組みである。</p> <p>以上のことから、本業務は、AI・RPAの検討、BPRの推進と密接不可分かつ継続的な業務である。</p> <p>下記業者は、平成30年度にプロポーザル方式による業者選定により、令和元年度からの「RPA試行導入及びRPA、AIツールの活用検討支援業務」、また、令和3年度にはRPAの導入効果を高めるために必要なBPRを推進する業務を受託している。上記のとおり本業務と密接不可分な「BPR」「RPA、AIツール」の検討・推進に係る業務を、良好な業務成績で実施していることから、下記の業者を契約の相手方に指定する。</p>

契約の相手方	名 称 デロイトトーマツコンサルティング合同会社 所在地 東京都千代田区丸の内三丁目2番3号 丸の内二重橋ビルディング
※ 契約年月日	令和 3 年 7 月 7 日
※ 契約金額	38,500,000 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和4年3月31日
担 当 課	政策経営部 I T 推進課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。